

事 務 事 業 評 価 シ ー ト

評価対象年度	平成 24 年度
--------	----------

【事務事業の基本的事項】

事務事業名	福祉医療費			
担当課係名	市民 課	国保年金 係	作成者	高橋重悦
総合計画での位置づけ	施策の大綱	すべての生命を慈しむ健康福祉のまち		総合計画のページ 56
	基本計画	障害者福祉の充実と社会参加の促進		
	主要施策	生活を支援するための福祉サービスの充実		
予算費目	一般 会計	3 款 民生費	1 項 社会福祉費	7 目 医療給付費
事業期間	平成 年度 ~ 平成 年度		新規/継続の区分	継続
性質区分	<input checked="" type="checkbox"/> 市民サービス <input type="checkbox"/> 公共事業 <input type="checkbox"/> 施設維持管理 <input type="checkbox"/> 補助金 <input type="checkbox"/> 内部管理			
根拠法令等	仙北市福祉医療費支給要綱			
事務区分	<input checked="" type="checkbox"/> 自治事務 <input type="checkbox"/> 法定受託事務			
運営方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直 営 <input type="checkbox"/> 直営 (一部民間委託) <input type="checkbox"/> 民間委託 (全部) <input type="checkbox"/> 補 助			

【事務事業の実施内容】

事業の対象 (誰のため・何を)	乳幼児及び小学生、一人親の世帯の児童、障害（児）者の自己負担分の医療費
事業の目的・意図 (どういう状態にしたいのか)	医療費の自己負担分を助成する。【乳幼児（0歳）と市民税非課税世帯の乳幼児及び小学生、ひとり親世帯の18歳以下の子ども、障害者は全額を助成。市民税所得割課税世帯の乳幼児及び小学生は自己負担上限千円/月額】
事業の内容 (どのような業務、活動を行うのか)	医療費の自己負担分について、県内受診は現物給付、県外受診は現金給付する。

【事務事業の推移】

		項 目	単位	23年度実績	24年度実績	
効果	活動指標	医療費助成対象者数	目標			
			実績	人	3,414	4,367
			達成度	%		
	成果指標	年間受診件数	目標			
			実績	件	64,537	70,046
			達成度	%		
投下コスト	項 目		総事業費	23年度決算額(千円)	24年度決算額(千円)	
	事業費(人件費を除く)(A)		—	200,893	219,501	
	人 件 費 (B)		—	8,479	8,286	
	職 員 数		—	1.00	1.00	
	職員平均人件費		—	8,479	8,286	
	(A) + (B) 投下コスト		—	209,372	227,787	
	財源内訳	国 庫 支 出 金		—	0	0
		県 支 出 金		—	94,503	103,864
		地 方 債		—	0	0
		そ の 他		—	0	0
		一 般 財 源		—	114,869	123,923
単位コスト	活動指標1単位当たりコスト(円)		—	61,327	52,161	
	市民1人当たりのコスト(円)		—	7,035	7,749	

【事務事業の今までの成果】

乳幼児及び小学生、ひとり親家庭の児童、高齢身体障害者及び重度心身障害（児）者の一部負担金を助成することで、心身の健康の保持と生活の安定に寄与している。（平成24年8月から秋田県の福祉医療制度の乳幼児区分の対象者が、小学生にまで拡充されたことに合わせて仙北市でも対象者の拡充を行った。）

【事務事業を取巻く環境】

国・県・他自治体の動向	秋田県の福祉医療助成制度（所得制限有、自己負担有）がH24. 8月から変更され、乳幼児区分の対象者が小学生までに拡充されたほか、県内では県の制度を補完する独自の助成（千円負担の撤廃等）を行っている自治体もある。
事業に対する市民の意見 （事業に対する期待、要望、苦情等）	仙北市は秋田県の福祉医療制度に基づき事業を行っており、所得制限のある乳幼児、小学生に関しては、市単独事業として所得制限を撤廃して助成しているが、さらなる拡充を求める要望がでている。

【一次評価】

判定	事業の方向性	判定に至った理由
A	A 現状のまま継続（実施）	福祉医療費助成制度は、市の主要施策「生活を支援するための福祉サービスの充実」の根幹をなす事業で、県の重点施策でもある。市民への福祉サービスの維持向上を図るうえで、不可欠な事業である。
	B 1 見直しの上で継続（拡大）	
	B 2 見直しの上で継続（手段改善等）	
	B 3 見直しの上で継続（縮小）	
	C 1 大幅な見直しの上で継続（拡大）	
	C 2 大幅な見直しの上で継続（手段改善等）	
	C 3 大幅な見直しの上で継続（縮小）	
	D 休止・廃止（統合を含む）を検討する事業	
	E 終了（完成及び目的を達成し終了した事業）	

※一次評価の判定がB～Dのときは、下記に必ず記入すること。

【具体的な今後の取組内容（改善の方向性、対象、意図、手段等について記載すること。）

【二次評価】

判定	判定に至った理由
A	福祉サービスの維持向上を図る必要があると考えられます。またこの事業により、心身の健康保持と生活の安定につながっていると考えられることから、継続実施と考えます。

